

2026年6月2日

お客様各位

両備信用組合

タブレット端末を使用した「電子サイン」導入のお知らせ

当組合では、渉外担当者がお客様のご自宅や会社で現金や通帳・証書等をお預かりする場合、及びお客様へのご返却やお届けする際の手続きを明確にするため、令和8年6月よりタブレット端末を使用した「電子サイン」の運用を開始いたします。

これに伴いまして、お客様から現金や通帳・証書をお預かりする際は、タブレット端末にてお取引内容をご確認いただいた上、「電子サイン」をいただく取扱いと致します。

従来よりお客様にお渡ししております「受取書・受領書」につきましては、電子サイン導入に伴い廃止させていただきます。

今後とも、お客様に満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 運用開始日 令和8年6月（予定）※確定次第お知らせ致します。
2. 「電子サイン」によるお客様から現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際の手続きについて
 - (1) ご訪問時に渉外担当者がお取引を受付した際、タブレット端末に登録したお取引内容及びお預かりの内容について、端末の画面上にてご確認ください。
 - (2) ご確認いただいた内容で相違なければ、お取引に関するお預かり内容に同意した証として、タブレット端末にてお客様ご自身の「電子サイン」をいただきます。
 - (3) 「電子サイン」をいただいた場合は、従来の「受取書・受領書」は発行致しません。
 - (4) 定期積金の現金掛込においては、これまでと同じく通帳への領収印の押印が授受の証となりますので「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。
3. お客様へ現金・通帳・証書等をお届けする際の手続きについて
上記のとおり、タブレット端末の画面上で、「電子サイン」にてお預かり内容をご確認いただいている場合は、お届けの際、お受け取りいただくものをタブレット端末の画面上でご確認いただいた上でお受け取りの証としてお客様から「電子サイン」をいただきます。
ご不明・ご不審な点がございましたら、お取引店へご連絡ください。

以上